

災害時要援護者の避難対策等について

質問者 青 山 晋

災害時、自力で避難する事が難しい高齢者や障がい者に対する対策のひとつである要援護者の名簿作成は、従来の制度では「避難支援ガイドライン」に基づき、作成を市町村に求めるのみであった。今回、災害対策基本法の一部改正により名簿作成が市町村に義務付けられ、災害が発生した場合は、本人同意が無くても必要な個人情報を提供できるようになった。災害時要援護者の避難対策等について、町長の所見を伺う。